FAQs – マレリのチャプター11 手続:

権利変更を受けない債権に係る投票権を有しない地位及び任意のオプトインフォーム

1. **この通知が届いたのはなぜですか？**

マレリは、事業の再建を図るため、2025 年 6 月 11 日に連邦倒産法第 11 章に基づく救済を申し立て（以下「本チャプター11 手続」といいます。）、現在、再建計画（以下「再建計画」といいます。）に対する投票の勧誘を行っています。当社の記録によると、貴社は、投票権を有しない組に属する債権を有している可能性があります。すなわち、2025 年 6 月 11 日の本チャプター11 手続の申立て前の原因に基づき、マレリが貴社に対して債務を負っている可能性があることを意味します。このため、当社は、権利変更を受けない債権の保有者に対する投票権を有しない地位に関する通知及び任意の免責オプトインフォームを貴社に郵送する必要があります。

2. **通知及びオプトインフォームの翻訳版はありますか？**

現在、翻訳版はご用意しておりません。ご利用可能な翻訳リソースをご活用いただくか、貴社のアドバイザー又は弁護士にご相談ください。

3. **マレリは私に対し、いくらの債務を負っているのですか？**

当社のウェブサイト（www.veritaglobal.net/marelli）で、貴社の届出済債権額又はスケジュール記載額（訳注：債務者が提出した資産負債一覧表に記載された金額）をご確認いただけます。ページの左側にある「Claim/Creditor Search」（債権/債権者検索）リンクをクリックし、債権者名又は債権番号を入力した上で、届出済債権又はスケジュール記載額のいずれかを示すボタンを選択し、「Submit」（送信）をクリックしてください。

4. **私が保有するような一般無担保債権について、どの程度の回収が見込まれますか？**

1、2、3 及び 5 の組の債権は、投票権を有さず、再建計画による権利変更を受けません。組ごとの債権の回収に関する詳細については、再建計画第 III 条「債権及び持分の分類及び取扱い」をご確認ください。再建計画は、www.veritaglobal.net/marelli でご覧いただけます。

5. **受け取った投票権を有しない地位に関する通知には、何が記載されているのですか？**

この通知は、権利変更を受けない組に属する債権の保有者に送付されるものです。この通知には、当該保有者の再建計画上の現在の分類及び任意の免責オプトインフォームのほか、再建計画及び今後開催される承認審問に関する情報が記載されています。なお、本通知を受け取られた場合、貴社の債権は権利変更を受けず、提案されている再建計画に賛成したものとみなされるため、投票権を有しません。ただし、通知に記載されている第三者免責については、オプトインすることを選択できます。

6. **第三者免責を付与するとは、どういう意味ですか？**

貴社は、再建計画上の権利変更を受けない該当の組に属する債権の保有者として、再建計画における債権の取扱いとは別に、特定の当事者に対する追加の請求権又は訴権を放棄するためのオプトインフォームを任意に提出することができます。第三者免責へのオプトインを希望される場合は、2026 年 11 月 23 日午後 4 時（米国東部時間）までに、署名済みのオプトインフォームをご提出いただく必要があります。詳細について

は、通知をよくお読みください。なお、マレリ及び Verita は、これらの書類を解釈する資格も権限も有しておりません。

7. **免責を付与するためにオプトインする理由は何ですか？**

申し訳ございませんが、マレリ、そのアドバイザー及び Verita は、貴社に助言を行うこと、又は貴社の判断により生じ得る結果について推測することはできません。Verita は、通知並びに各フォーム及び本チャプター11手続の流れに関する一般的な情報を貴社に提供するためにのみ起用されています。

8. **債権に関する配当を受けるために、何らかの回答又は手続を行う必要はありますか？**

いいえ。貴社の債権は権利変更を受けず、貴社は再建計画に賛成したものとみなされます。そのため、投票権を有しません。また、第三者免責へのオプトインは任意であり、再建計画に基づく貴社への配当（もしあれば）には影響しません。

9. **免責を付与するためのオプトインは、どのように行えばよいですか？**

オプトインの選択は、以下のいずれかの方法により行うことができます。(i) オプトインフォームに必要事項を記入し、署名の上、Marelli Ballot Processing Center, c/o KCC dba Verita, 100 N. Pacific Coast Highway, Suite 100, El Segundo, CA 90245 宛に第一種郵便、翌日配達便又は手渡しにより返送し、オプトイン締切日より前に債権管理・通知・勧誘代理人が実際に受領できるようにする方法、又は (ii) 以下の手順【N&A to KE: We could not find the “instructions provided below” referenced here. Please advise whether these should be added or the reference revised.】に従い、マレリのリストラクチャリング・ウェブサイト（www.veritaglobal.net/Marelli）からアクセスできる電子投票ポータルを通じて、オプトインフォームの電子版を提出する方法。**オプトインの選択に係るフォームの提出期限は、2026 年 11 月 23 日午後 4 時（米国東部時間）です。**

10. **配当を受け取れるのはいつですか？**

認容債権に対する配当は、再建計画の発効後、可能な限り速やかに行われます。正確な時期は未定ですが、貴社の債権について疑義又は異議がある場合には、その旨の通知が届く予定です。

11. **まだ理解できない点があります。詳しい情報はどこで入手できますか？**

本件に関する追加情報については、以下の 2 つのウェブサイトをご覧ください。www.marelliforward.com/faqs にはリストラクチャリングに関する情報が、www.veritaglobal.net/marelli には本件の手続に関連する書類、期限及び勧誘資料の写しが掲載されています。詳細情報やガイダンスについては、通知及びオプトインフォームをお読みいただき、及び/又は貴社の弁護士にご相談ください。繰り返しになりますが、Verita には、これらの書類を解釈し、又は法的助言を行う権限も資格もございません。

12. **マレリが事業を停止するのではないかと心配する必要はありますか？**

いいえ。マレリの事業はそのまま維持され、通常どおり運営を継続します。

13. **郵送先リストから削除してください。**

www.veritaglobal.net/marelli/inquiry にアクセスし、Verita にメールをお送りください。本件に関する今後の郵送物の送付停止をご依頼いただく際には、通知を受け取られた際の氏名（会社名）及び住所をご記載ください。当社にて記録を更新いたします。